



島根県報

平成17年 8月30日 (火)
号外 第 80 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(建築住宅課)

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第102号)

1 規則の概要

- (1) 入居者駐車場の使用料を定め、又は変更したときは、告示することとした。(第19条関係)
- (2) 入居者駐車場の使用許可に関する申込書等の様式を定めることとした。(第20条 - 第24条・様式第27号 - 様式第33号関係)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第25条・様式第34号関係)
- (4) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第26条関係)
- (5) 県営住宅の入退去等の管理に関する様式を定めることとした。(第7条・第12条・第13条・第15条・第17条・様式第9号 - 様式第12号・様式第17号・様式第19号・様式第22号・様式第24号関係)
- (6) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第102号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則(昭和37年島根県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条の規定に基づき、条例」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

条例第11条第3項(条例第46条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅入居承継承認願は、様式第5号のとおりとする。

第5条第2項中「前項の」を「条例第11条第1項に規定する」に改める。

第7条第1項中「によるものとする」を「を知事に提出しなければならない」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 条例第13条第3項前段(条例第46条において準用する場合を含む。)の規定による意見を述べようとする者は、様式第9号の意見申出書を知事に提出しなければならない。

4 条例第13条第3項後段(条例第46条において準用する場合を含む。)の規定による認定の更正は、様式第10号によるものとする。

5 条例第13条第5項(条例第46条において準用する場合を含む。)の規定による認定を求めるときは、様式第11号の収入変動申出書を知事に提出しなければならない。

6 条例第13条第4項(条例第46条において準用する場合を含む。)の規定による認定は、様式第12号によるものとする。

第8条第1項中「様式第9号」を「様式第13号」に改める。

第9条第1項中「様式第10号」を「様式第14号」に改める。

第10条中「様式第11号」を「様式第15号」に改める。

第11条中「様式第12号」を「様式第16号」に改める。

第21条中「第49条第3項」を「第67条第3項」に、「様式第20号」を「様式第35号」に改め、同条を第30条とする。

第20条を第29条とし、第19条を第28条とする。

第18条第1項中「第48条第1項」を「第66条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第17条第1項中「様式第18号」を「様式第25号」に改め、同条第2項中「様式第19号」を「様式第26号」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の8条を加える。

(入居者駐車場の使用料)

第19条 知事は、条例第50条第1項又は第4項の規定により地代、駐車場の整備に要した費用の償却相当額、修繕費、管理事務費、公課その他費用及び便益性について別に定めるところにより算出した額を基準とし、近傍同種その他の駐車場の使用料を勘案して入居者駐車場の使用料の額を定め、又は変更するものとする。

2 知事は、前項の規定により入居者駐車場の使用料を定め、又は変更したときは、これを告示する。

(入居者駐車場の使用の申込み)

第20条 条例第49条第1項の規定による入居者駐車場使用申込書は、様式第27号のとおりとする。

2 条例第49条第2項の規定による通知は、様式第28号の入居者駐車場使用許可決定通知書によるものとする。

3 条例第49条第1項の規定による申込みを不許可とするときの通知は、様式第29号の入居者駐車場不許可決定通知書によるものとする。

(入居者駐車場使用料の免除)

第21条 条例第50条第2項の規定による入居者駐車場の使用料の免除を受けようとする者は、様式第30号の入居者駐車場使用料免除承認願を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(入居者駐車場使用許可の変更承認申請)

第22条 入居者駐車場の使用者は、入居者駐車場の利用者又は駐車する自動車を変更しようとするときは、様式第31号の入居者駐車場使用許可変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居者駐車場使用許可の承継承認申請)

第23条 条例第52条において準用する第11条第1項の承認を受けようとする者は、様式第32号の入居者駐車場使用許可承継承認願を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居者駐車場の明渡届)

第24条 入居者駐車場の使用者は、当該入居者駐車場を明け渡そうとするときは、その10日前までに様式第33号の入居者駐車場明渡届を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第25条 条例第55条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第34号)によらなければならない。

2 条例第55条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 定款、寄附行為、規約、登記事項証明書その他これらに準ずる書類

(3) 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

「	老年者控除				」
	寡婦・寡夫 控 除				
	控除額合計				

を

「	寡婦・寡夫 控 除				」
	控除額合計				

に改める。

様式第20号表面中「(第21条関係)」を「(第30条関係)」に改め、同様式裏面中「第49条」を「第67条」に改め、同様式を様式第35号とする。

様式第19号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を様式第26号とし、同様式の次に次の8様式を加える。

様式第28号(第20条関係)

(表面)

入居者駐車場使用許可決定通知書

指令建第 号
年 月 日

様

島根県知事



入居者駐車場の使用については、島根県営住宅条例第47条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 自動車登録番号
- 2 自動車の利用者
- 3 使用する区画番号 県営住宅 団地 区画番号 番
- 4 使用料の月額 円
- 5 使用開始可能日 年 月 日
- 6 使用期間 年 月 日まで

- 備考
- 1 県営住宅等の管理上必要があると認めるときは、許可した駐車区画から自動車を移動していただく場合があります。
 - 2 使用期間によらず、知事が必要と認めるときは、許可を取り消す場合があります。
 - 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律その他関係法令に基づく依頼により、この許可に関する個人情報を関係機関に提供する場合があります。
 - 4 駐車するときは、この決定通知書の裏面を上にし、車内の外部から見える場所に必ず置いてください。
 - 5 裏面の注意事項に留意の上、許可した駐車区画を利用してください。
 - 6 本決定通知書は、警察に提出する保管場所使用承諾証明書としては使用できません。
 - 7 本決定通知書は、各種申請の手續に必要です。大切に保管してください。

(裏面)

自動車登録番号 使用する入居者駐車場の区画番号

団地名 使用期間 年 月 日まで

- 1 駐車場の改良により、使用料を変更することがあります。
- 2 使用者は、次のことを厳守し、秩序正しく使用してください。
 - (1) 駐車場内にたばこの吸殻、紙くず類等を捨てないようにし、清潔な利用をすること。
 - (2) 駐車場その他の団地内の事故を未然に防ぐような運転に努めること。
 - (3) 入居者駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車支障となる物品等を持ち込まない。
- 3 使用者は、次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 許可した駐車区画以外に駐車すること。
 - (2) 入居者駐車場を他に転貸し、又はその使用权を他に譲渡すること。
 - (3) 入居者駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
 - (4) 入居者駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
 - (5) 入居者駐車場で騒音を発生させるなど生活環境上支障となる行為をすること。
 - (6) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上の支障となる行為をすること。
 - (7) その他周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- 4 使用許可を受けた内容に変更を生じた場合には、速やかに入居者駐車場使用許可変更承認申請書等を提出してください。
- 5 使用者が住宅を退居するとき、又は入居者駐車場の使用を必要としなくなったときは、その10日前までに入居者駐車場明渡届を提出してください。(使用料は、日割計算となります。)
- 6 入居者駐車場の使用者が、島根県営住宅条例の規定及びこれに基づく命令に違反したときは、入居者駐車場の許可を取り消します。
- 7 使用期間の満了後も入居者駐車場を使用しようとする場合は、島根県営住宅条例及び同条例施行規則等の規定により、入居者駐車場の使用の申込みをしてください。使用者は、毎年抽選その他の公正な方法により決定します。
- 8 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 9 県は、駐車場その他の団地内において、盗難、損傷等の事故が発生したことにより使用者及び同居者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。
- 10 許可された駐車区画以外の場所に駐車したときは、5万円以下の過料を科される場合があります。

様式第29号（第20条関係）

入居者駐車場使用不許可決定通知書

指令建第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入居者駐車場使用申込みについては、下記の理由により不許可とします。

記

島根県営住宅条例第48条第1項第 号に該当するため

注意事項 この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して

6か月以内に提起することができます。

様式第30号 (第21条関係)

入居者駐車場使用料免除承認願

年 月 日

島根県知事 様

住 宅 名	県営住宅	団地	第	号
入居者氏名	印			

次のとおり必要書類を添えて、島根県営住宅条例施行規則第21条第 1 項の規定に基づき、県営住宅駐車場使用料の免除を申請します。

免除を申請する理由	1 島根県県税条例第51条第 3 項に該当するため 2 島根県県税条例第51条第 4 項に該当するため
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

備考 課税免除 (減免) 通知書 (写) を添付してください。

(必要に応じて原本の提示を求めることがあります。)

様式第32号 (第23条関係)

入居者駐車場使用許可承継承認願

年 月 日

島根県知事 様

駐車場区画決定番号

次のとおり入居者駐車場使用許可の承継を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	郵便番号 (-)		フリガナ	
		県営住宅 団地 第 号		氏名	Ⓣ
前使用者			使用資格喪失の理由		
自動車の利用者の氏名	新		申請者との関係		
	旧		申請者との関係		

- 備考 1 申請者は、入居名義人に限ります。
2 入居者駐車場使用許可決定通知書 (前使用者が受けたもの) を添付してください。
3 自動車の保管場所の確保等に関する法律その他関係法令に基づく依頼により、この許可に関する個人情報を関係機関に提供する場合があります。

様式第33号（第24条関係）

入 居 者 駐 車 場 明 渡 届

年 月 日

島根県知事 様

駐車区画決定番号

現在使用している県営住宅 団地の入居者駐車場の駐車区画を次のとおり明け渡します。

住 所	郵便番号 (-)	フリガナ	
	県営住宅 団地 第 号	氏 名	®
自動車の利用者の氏名		使用者との関係	
立 退 日 時 (検 査 希 望 日 時)	年 月 日	時	
理 由	1 退去のため 2 自動車を廃棄したため 3 自動車を売却し、又は譲渡したため 4 団地以外の駐車場と契約したため 5 その他 ()		

備考 1 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 入居者駐車場使用許可決定通知書
- (2) 自動車を廃棄した場合は廃棄したことを証する書類（写）
- (3) 自動車を売却し、又は譲渡した場合はその契約書（写）
- (4) 団地以外の駐車場と契約した場合はその契約書（写）

2 入居者駐車場で自動車保管場所使用承諾証明を得ているときは、所轄警察署において、速やかに自動車保管場所の変更等の手続を行ってください。

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律その他関係法令に基づく依頼により、この許可に関する個人情報に関係機関に提供する場合があります。

様式第34号 (第25条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名

印

島根県営住宅の指定管理者について指定を受けたいので、島根県営住宅条例第55条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日		構 成 員 の 人 数	
資 本 金			
提携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

様式第18号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第17号を削る。

様式第16号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を様式第23号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第24号 (第17条関係)

年 月 日

様

島根県知事

印

県 営 住 宅 明 渡 請 求 書

あなたを、 年 月 日付けで高額所得者として認定しました。

ついては、島根県営住宅条例第32条第 1 項及び第52条の規定により、下記の明渡しの期限までに現在使用されている県営住宅 (及び入居者駐車場) を明け渡すよう請求します。

記

- 1 明渡期限 年 月 日
- 2 期限到来後も住宅を明け渡さない場合は、明渡期限日の翌日から明渡しの日まで、近傍同種の住宅の家賃 (及び入居者駐車場使用料) の 2 倍に相当する金銭を徴収します。
- 3 特別の事情がある場合には、明渡期限の延長を申し出ることができます。

様式第15号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「15日」を「30日」に改め、同様式を様式第21号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第22号 (第15条関係)

高額所得者認定通知兼家賃通知書

年 月 日

様

島根県知事

印

さきの収入申告書の結果、あなたを島根県営住宅条例第23条第1項に規定する収入超過者及び同条第2項に規定する高額所得者と認定します。
 したがって、あなたには県営住宅を明け渡す義務があります。別途事情をお聞きし、引き続き入居を認めるかどうか決定します。特別の事情がない場合には住宅の明渡しを
 求めることとなります。

なお、認定期間中の家賃は、下記のとおりです。納入通知書は、別途送付します。

記

認 定 期 間	年 月 日
---------	-------

家 賃 月 額	円
---------	---

現 行 家 賃 額	円
-----------	---

所 得 額 合 計	控 除 額 合 計	収 入 認 定 月 額
円	円	円

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 額
		円
		円
		円
		円

- 備考 1 この認定について意見のあるときは、この通知書を受理した日から30日以内に家賃通知書に対する意見申出書により意見の申し出をすることができます。
- 2 収入が減少した場合には、収入変動申出書によりその旨を申し出ることができます。

様式第14号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第13号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第18号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第19号 (第13条関係)

県 営 住 宅 同 居 承 認 書

指令建第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

県営住宅の同居承認については、島根県営住宅条例第22条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 同居承認者名

2 承認年月日

年 月 日

様式第12号を様式第16号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第17号 (第12条関係)

県営住宅 (入居者駐車場) 使用中断届

年 月 日

島根県知事 様

住 宅 名	県営住宅	団地	第	号
入居者氏名	Ⓜ			

次のとおり県営住宅 (入居者駐車場) の使用を中断しますので届け出ます。

使用を中断する期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
行 き 先	郵便番号 (-) 都道府県 市郡 町村 番地 電話番号 ()	
使用を中断する理由		
備 考		

様式第11号を様式第15号とし、様式第10号を様式第14号とし、様式第9号を様式第13号とする。

様式第8号中「15日」を「30日」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

家賃通知書に対する意見申出書

島根県知事

様

住 宅 名	県営住宅	団 地	第 号
入居者氏名	(印)		

年 月 日付けで家賃通知を受けましたが、私及び同居親族の収入は、次のとおり事実と異なっておりますので、島根県営住宅条例 第13条第3項 第23条第3項の規定により、決定を更正されますよう証明書を添えて意見の申出をします。

入居者と の 続 柄	氏 名	生年月日	該当する欄に 印					職 業 (勤務先)	年間所得金額	変動の事由
			控除対象 配 偶 者	扶 養 親 族	特 別 障 害 者	其 他 障 害 者	寡 婦 寡 夫			

申出の理由 (具体的に記入すること。)

- 備考 1 変動のあった者のみ記入してください。
2 変動の事実を証する書面を添付してください。

様式第10号（第7条関係）

家賃通知書に対する意見申出書審査結果について

指令建第
年 月 日
号 日

様

島根県知事

印

あなたからの申出により収入を再審査した結果、次のとおり収入認定月額を変更します。この収入認定月額に基づき
らの家賃を下記のとおり変更します。
(あなたからの申出により収入を再審査した結果、次のとおり収入認定月額を変更しますが、この収入認定月額に基づき
からの家賃は変わりません。)

記

区分	変更前	変更後
公営住宅法上の収入月額	円	円
決定家賃額	円	円

様式第11号 (第 7 条関係)

収 入 変 動 申 出 書

島根県知事

様

住 宅 名	県営住宅	団 地	第 号
入居者氏名	(印)		

入居者及び同居親族の収入が次のとおり変動しましたので、島根県営住宅条例第13条第 5 項の規定により再認定を申し出ます。

申出の理由 (具体的に記入すること。)

入居者と の 続 柄	氏 名	生年月日	該当する欄に 印					業 職 (勤務先)	年間所得金額	変動の事由
			控除対象 配 偶 者	扶 養 親 族	特 別 障 害 者	そ の 他 障 害 者	寡 婦 寡 夫			

- 備考 1 変動のあった者のみ記入してください。
 2 変動の事実を証する書面を添付してください。

様式第12号(第7条関係)

収入変動申出書審査結果について

指令建第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

あなたからの申出により収入を再審査した結果、次のとおり収入認定月額を変更します。この収入認定月額に基づき 年度分の家賃を 月分から下記のとおり変更します。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
公 営 住 宅 法 上 の 収 入 月 額	円	円
決 定 家 賃 額	円	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

